

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

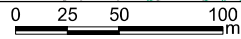


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	445-I-1759(1)
	箇所名	ケイ隔(貝貝院)
	所在地	西予市明浜町朝立

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。(認証番号 国地四複 第21号)

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



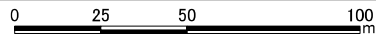
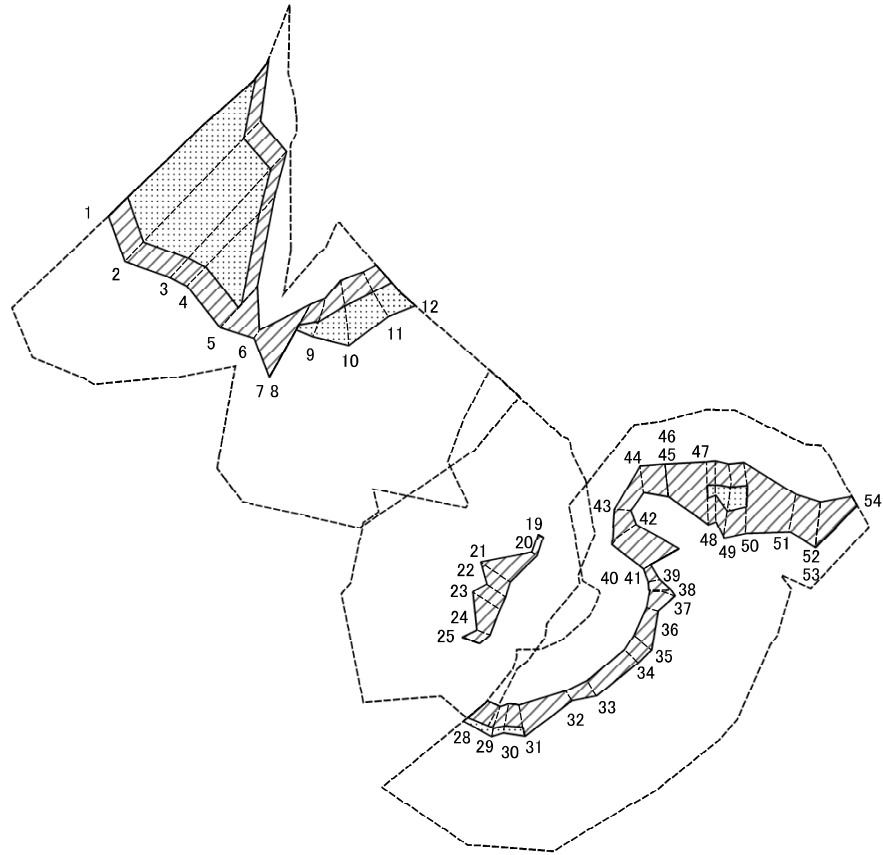
図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		
それ以外の区域		

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	445-I-1759(1)
告示番号	愛媛県告示第782号	箇所名	ケイ隔(貝貝院)
告示年月日	令和3年6月4日	所在地	西予市明浜町朝立

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

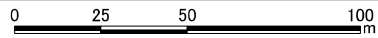
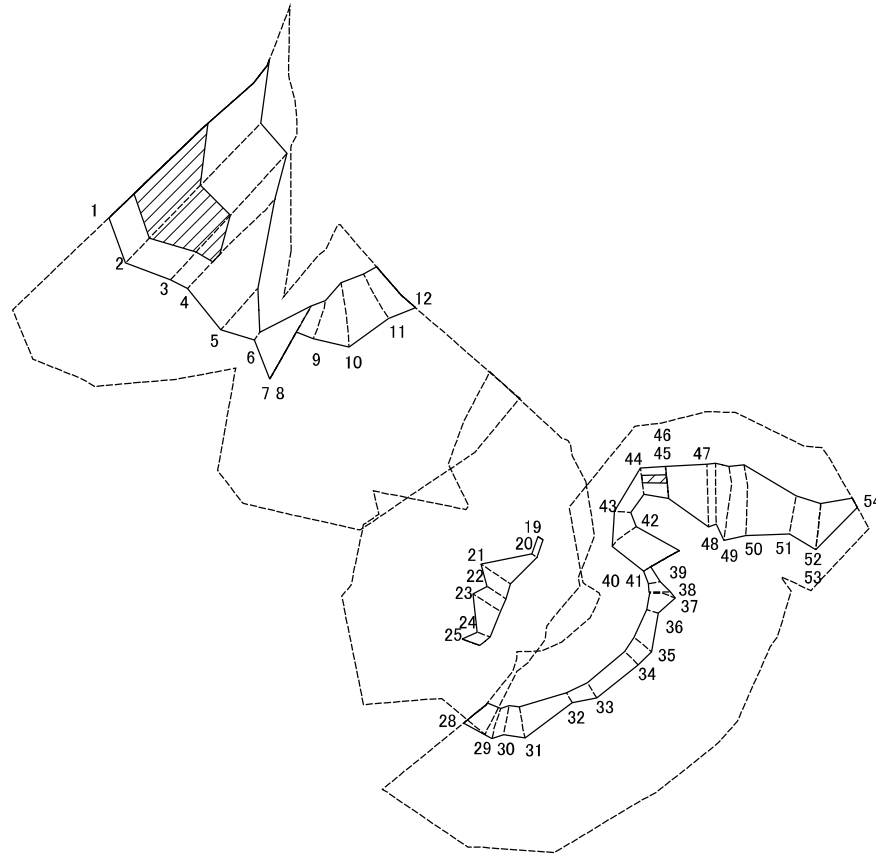
様式-2-2(急)  
土砂災害特別警戒区域の区域区分図  
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により  
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺	1:1,500
----	---------

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	445-I-1759(1)
告示番号	愛媛県告示第782号	箇所名	ケイ隔(貝貝院)
告示年月日	令和3年6月4日	所在地	西予市明浜町朝立

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)  
土砂災害特別警戒区域の区域区分図  
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により  
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺	1:1,500
----	---------

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	愛媛県告示第782号
告示年月日	令和3年6月4日

箇所番号	445-I-1759(1)
箇所名	ケイ隅(貝貝院)
所在地	西予市明浜町朝立

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

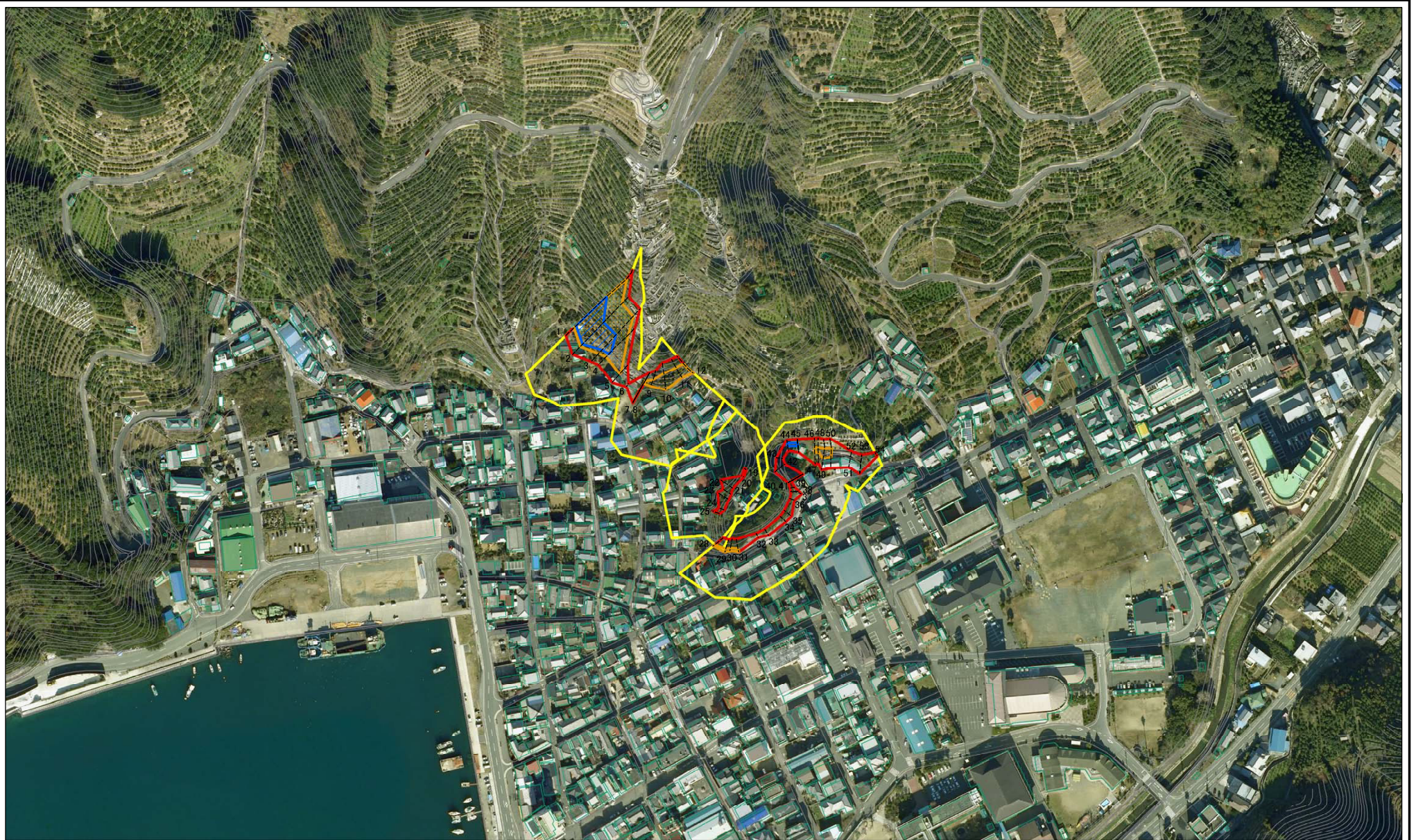
(1/2)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	160.13	1.00	100.00	1.00	19.86	3.71	16.05	3.00									
2 ~ 3	159.87	1.00	100.00	1.00	19.86	3.71	16.05	3.00	28 ~ 29	110.63	1.00	100.00	1.00	-	-	12.15	2.27
3 ~ 4	158.81	1.00	100.00	1.00	17.36	3.24	16.05	3.00	29 ~ 30	110.63	1.00	100.00	1.00	-	-	12.15	2.27
4 ~ 5	150.55	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	30 ~ 31	111.34	1.00	100.00	1.00	-	-	12.19	2.28
5 ~ 6	-	-	100.00	1.00	-	-	14.03	2.62	31 ~ 32	-	-	100.00	1.00	-	-	12.19	2.28
6 ~ 7	-	-	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	32 ~ 33	-	-	84.13	1.00	-	-	14.51	2.71
7 ~ 8	130.37	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00	33 ~ 34	-	-	87.86	1.00	-	-	14.51	2.71
8 ~ 9	121.09	1.00	100.00	1.00	-	-	13.16	2.46	34 ~ 35	-	-	97.14	1.00	-	-	14.26	2.66
9 ~ 10	132.49	1.00	100.00	1.00	-	-	13.16	2.46	35 ~ 36	-	-	97.14	1.00	-	-	13.80	2.58
10 ~ 11	132.49	1.00	100.00	1.00	-	-	12.33	2.30	36 ~ 37	-	-	100.00	1.00	-	-	13.30	2.49
11 ~ 12	132.01	1.00	100.00	1.00	-	-	12.97	2.42	37 ~ 38	-	-	100.00	1.00	-	-	13.30	2.49
									38 ~ 39	-	-	95.60	1.00	-	-	11.29	2.11
13 ~ 14	-	-	-	-	-	-	-	-	39 ~ 40	-	-	76.74	1.00	-	-	11.87	2.22
14 ~ 15	-	-	-	-	-	-	-	-	40 ~ 41	-	-	83.66	1.00	-	-	14.64	2.74
15 ~ 16	-	-	-	-	-	-	-	-	41 ~ 42	-	-	83.66	1.00	-	-	15.02	2.81
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	42 ~ 43	-	-	70.13	1.00	-	-	15.02	2.81
17 ~ 18	-	-	-	-	-	-	-	-	43 ~ 44	-	-	46.56	1.00	-	-	16.05	3.00
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	44 ~ 45	-	-	58.18	1.00	18.44	3.45	16.05	3.00
19 ~ 20	-	-	68.71	1.00	-	-	10.70	2.00	45 ~ 46	-	-	58.18	1.00	17.34	3.24	16.05	3.00
20 ~ 21	-	-	100.00	1.00	-	-	12.26	2.29	46 ~ 47	-	-	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00
21 ~ 22	-	-	100.00	1.00	-	-	14.01	2.62	47 ~ 48	113.63	1.00	100.00	1.00	-	-	13.26	2.48
22 ~ 23	-	-	100.00	1.00	-	-	14.01	2.62	48 ~ 49	123.16	1.00	100.00	1.00	-	-	13.26	2.48
23 ~ 24	-	-	100.00	1.00	-	-	12.67	2.37	49 ~ 50	123.16	1.00	100.00	1.00	-	-	12.68	2.37
24 ~ 25	-	-	92.65	1.00	-	-	11.92	2.23	50 ~ 51	-	-	100.00	1.00	-	-	12.68	2.37
25 ~ 26	-	-	-	-	-	-	-	-	51 ~ 52	-	-	94.92	1.00	-	-	10.93	2.04
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	52 ~ 53	-	-	94.92	1.00	-	-	12.39	2.31

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	445- I -1759(1)
	告示番号	愛媛県告示第782号	箇所名	ケイ隔(貝貝院)
	告示年月日	令和3年6月4日	所在地	西予市明浜町朝立



# 参考資料



図中の数字は横断測線番号を示す

0 25 50 100  
m

参考資料：航空写真

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		
それ以外の区域		

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	445-I-1759(1)
告示番号	愛媛県告示第782号	箇所名	ケイ隔(貝貝院)
告示年月日	令和3年6月4日	所在地	西予市明浜町朝立